○農林水産省告示第二百四十三号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第五十三のペルーから発送されるケント種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を次のように定め、公布の日から施行する。

平成二十二年一月二十九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　植物及び地域

ケント種のマンゴウの生果実であって、ペルーで生産されたものであること。

二　輸送方法

船積貨物又は航空貨物として輸入されたものであること。

三　生産地における検査及び証明

㈠　ペルー植物防疫機関により検査され、かつ、その検査の結果、検疫有害動植物が付着していないことを認め、又は信じる旨記載されているペルー植物防疫機関が発行した植物検疫証明書が添付してあるものであること。

㈡　㈠の植物検疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。

ア　チチュウカイミバエに侵されていないものであること。

イ　四の消毒が行われたものであること。

四　生産地における消毒

温湯浸漬処理施設において、摂氏四十七度の温湯により生果実の中心温度が摂氏四十六度となるまで消毒すること。

五　植物防疫官による確認

三の㈠の検査及び四の消毒が的確に実施されていることが植物防疫官により確認されること。

六　こん包及びこん包場所

㈠　消毒された生果実は、チチュウカイミバエの侵入するおそれがないと認められる材料によりこん包されていること。

㈡　㈠のこん包は、チチュウカイミバエの侵入するおそれがないと認められる場所で行われていること。

㈢　各こん包又は束ねたこん包には、ペルー植物防疫機関による封印がなされていること。

七　表示

三の㈠の検査及び四の消毒が行われた生果実の各こん包又は束ねたこん包には、輸出植物検疫が終了している旨及び仕向地が日本である旨の表示がなされていること。

○農林水産省告示第二百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月二十九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡球磨村大字神瀬乙字戸屋一二一の一、字籏瀬一三三の四、一三三の六、一三三の七、一三三の九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字籏瀬一三三の四・一三三の六・一三三の七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び球磨村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月二十九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇市山田字長迫一八三四、一八四〇の一、一八四一、字茗ケ原一九五三の一、一九五三の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字長迫一八四〇の一・字茗ケ原一九五三の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月二十九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　三重県津市美杉町八手俣字大日八五七の一、八五七の二、八五八から八六一まで、八七〇の一、八七三、八七五、美杉町下多気字白口一〇二三の一六・一〇二三の四四・一〇二三の四八・一〇二三の五三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大日八五七の一・八五七の二・八六一・八七〇の一・八七三・字白口一〇二三の一六・一〇二三の四四・一〇二三の四八・一〇二三の五三（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月二十九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　三重県熊野市飛鳥町神山字船戸山三六九の一・三六九の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月二十九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　三重県いなべ市・桑名市（以上二市国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

いなべ市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）